平成２３年（フ）第８０３号
東京都立川市富士見町６丁目63番地24
破産者　大森エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８０４号
東京都立川市富士見町６丁目63番地24
破産者　大森ＥＮＧ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０４号
神奈川県小田原市中曽根305番地の２
破産者　有限会社ケータイハカセ
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６６２号
最後の住所北海道江別市野幌町67番地の17
破産者　被相続人宇野翔視こと　亡金時坤相続財産
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
埼玉県熊谷市三ケ尻字大塚3727番地
破産者　株式会社ベジフル・アート
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１９７号
千葉県市川市北方町４丁目1653番地の13
破産者　亡海沼悦宏相続財産
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９４号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―507号
破産者　北浦　賢二
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３号
愛知県春日井市柏原町２丁目92番地
破産者　有限会社久保組
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３８号
大阪府岸和田市三田町866番地の２
破産者　有限会社アキタ
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2452番地72
県営住宅11号
破産者　有馬甲子郎
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
青森市勝田２丁目１番12号
破産者　有限会社ディクラフト
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
群馬県高崎市新後閑町４番地３
破産者　有限会社横浜設計事務所
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３４号
東京都昭島市昭和町１丁目３番31―205号
破産者　込山真理子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３３号
東京都三鷹市深大寺２丁目35番28号
破産者　株式会社杉本建材店
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９０号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目１番地３―504
破産者　榮　　達也
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９１号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目１番地３―504
破産者　榮　　百恵
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３７号
東京都府中市新町２丁目57番地府中新町二丁目第２アパート５―301
破産者　猪俣　榮子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０６号
神奈川県小田原市城山３丁目22番10―308号
破産者　株式会社ボブズ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３０号
静岡市駿河区下島503番地の20
破産者　有限会社スペース工房
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
三重県志摩市浜島町浜島1245―28　山崎アパート２号室、申立時の住所三重県志摩市阿児町国府1208番地３
破産者　南部　五郎
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
三重県伊勢市竹ヶ鼻町98番地107
破産者　西山石油店こと　西山　和生
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
京都府向日市物集女町五ノ坪17番地
破産者　株式会社ビィ・ブルーム
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係